

災害対策指針（規程）

社会福祉法人 新宿あした会

新宿あした会は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、災害を未然に防止し、発生した場合は被害・影響が最小限となるよう、速やかに対応する体制を構築するため、本指針を定める。

1. 災害の定義

災害種類	法人内被害	社会インフラへの影響
広域災害（例：地震）	複数か全事業所の業務に影響	社会インフラが数日利用不可
地域災害（例：水害）	単独か複数事業所の業務に影響	社会インフラが1日程度利用不可
単独災害（例：火事）	単独の事業所での業務に影響	社会インフラには影響無し

2. 災害発生時間帯の想定

上記災害の発生時間帯を下記2シナリオに分けて、事業所毎に下部規定「災害対策マニュアル」を作成する。

- (1) 利用者受入時間帯（＝事業所に利用者有、職員有）
- (2) その他時間帯（＝事業所に利用者無、職員無）

3. 災害対策および被災時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 「災害対策委員会」を設置・運営し、適正な災害策等を整備する態勢の構築に取り組む。
「災害対策委員会」の詳細については、組織規程に定める。
- ② 被災時における利用者および職員の生命、負傷等の危険から守ることを目的とした「災害対策マニュアル」を整備する。
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に災害が発生した場合を想定し、災害発生時において、迅速に行動できるよう、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 災害対策委員会を中心に災害対策に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。
- ⑥ 新宿区との「災害時における協力体制に関する協定」等に基づき、行政関係機関や、障害者団体、他福祉法人等と情報交換、連携を深める。

(2) 発生時の対応

- ① 被災した場合には、自らの安全確保に努める。
- ② 職員の家族の被災状況等を確認した上で、業務継続可能な職員で対応する。
- ③ 自らの安全確保を前提に、可能な範囲で負傷者の救助・手当や、「災害対策マニュアル」に基づき、被災状況の把握・報告を行う。

- ④ 必要な場合には、「災害対策マニュアル」に基づき、行動する。
- ⑤ 各事業所の業務継続については、BCPに基づく。
- ⑥ 新宿区等の行政関係機関や、障害者団体、他福祉法人等と連携し、相互に協力する。

<変更・廃止手続>

本指針の変更および廃止は、事業所連絡会議で討議の上、理事長が決裁する。

附 則

本指針（規程）は 令和5年12月4日から施行する。但し、令和6年1月1日から適用。尚、従来の「防災規程」、「災害対応の基本方針」は廃止とする。